# 始まります！ マイナンバー制度

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、住民票を有する人に１人１つの個人番号（マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同一の人の情報であることを確認するための制度です。

平成27年12月末までに各家庭へ「通知カード」が送付されています。

お手元に届いていない方は、住民課へ問い合わせてください。

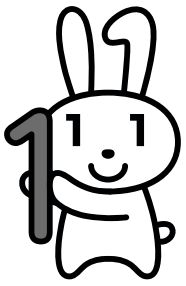
マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

## マイナンバー制度

**■いつから？**

**平成28年1月～**

法令で定められた行政手続きにマイナンバーの利用が始まります。

**平成29年1月～**

インターネット（マイナポータル）で自分の個人情報のやりとりなどの記録が確認できるようになる予定です。

**■メリットは？**

行政手続きでの書類削減などによる利便性の向上や行政の効率化による住民サービスの向上、公平公正な社会の実現などが見込まれます。

**■使い方は？**

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば、年金・雇用保険・医療保険、生活保護・児童手当やその他福祉の給付、確定申告などの手続きで、マイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きでは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合もあるため、勤務先や証券会社、保険会社、金融機関などにもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

なお、行政機関などがマイナンバーを利用する場面については、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

## 個人番号カード

**■個人番号カードとは**

プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。初回交付は無料です。

**■個人番号カードでできること**

・公的な身分証明書として利用可

・平成29年1月から開始するマイナポータルへのログインや各種行政手続きのオンライン申請に利用可

・オンラインバンキングや各種民間オンライン取引に利用できるようになる予定

※通知カード同封の案内などで「コンビニなどで各種証明書を取得可能」と記載されていますが、平成28年1月時点で東浦町在住の方は、コンビニなどでの各種証明書の取得はできません。東浦町では、行政サービスコーナーや森岡、卯ノ里、生

券面イメージ

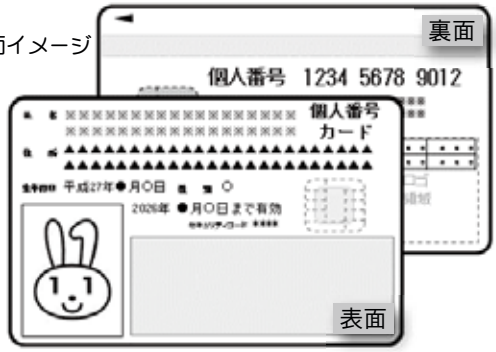

路、藤江の各コミュニティセンターで各種証明書を取得できるため、コンビニなどでの取得サービスの開始はしませんが、コンビニなどで取得できるようにするかの検討は続けていきます。

## ■通知カードとの違い

通知カードは、マイナンバーの提示を求められた際に利用可能ですが、別途本人確認書類が必要となります。

## ■個人番号カードの交付

交付を希望する方は申請が必要です。

### ○申請方法

①郵便による申請
②パソコンによる申請
③スマートフォンによる申請
④証明用写真機による申請
※①～④の詳細は、通知カード同封の「個人番号カード交付申請のご案内」参照。顔写真は、6か月以内に撮影した本人を正確に識別可能である正面、無帽、無背景のものに限る。

### ○受け取り方法

個人番号カードができたお知らせ（交付通知書）を申請者の自宅へ送付します。受け取りに必要なもの（左記参照）を持参のうえ、交付通知書に記載の期限までに、子どもであっても本人（15歳未満の場合は同一世帯かつ親子関係にある代理人も同行が必要）が住民課へお越しください。

なお、1人ずつ本人確認、書類の確認、暗証番号の設定などが必要なため、時間がかかる場合があります。

### ○受け取りに必要なもの

・通知カード
・交付通知書（必要事項を記入しておいてください。）
・本人確認書類（本人が15歳未満の場合は、同行する同一世帯かつ親子関係にある代理人の本人確認書類※も必要）
・住民基本台帳カード（持っている方のみ）
・暗証番号（英数字6文字以上16文字以下1種類と、数字4桁の3種類の暗証番号を設定するため、事前に決めておいてください。数字4桁の暗証番号は、3種類同じ暗証番号にできます。）

※本人確認書類とは
①住民基本台帳カード（写真付きに限る。）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書のうち1点
②①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、適当と認められる2点
（例）健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証など

### ○代理人交付

本人が病気、身体の障がいやその他のやむを得ない事情により、住民課へ来られない場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。詳細は、住民課へ問い合わせてください。

**問い合わせ**

**通知カード、個人番号カードについて**

■役場　住民課　内線１６０
■個人番号カードコールセンター　☎０５７０－７８３－５７８
平日：午前８時30分～午後10時
土日・祝日：午前９時30分～午後５時30分（年末年始を除く。）

**マイナンバーについてのさらに詳しい情報は**

■マイナンバー社会保障・税番号制度（内閣官房）
HP http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
■個人番号カード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）
HP https://www.kojinbango-card.go.jp/
■マイナンバー総合フリーダイヤル　0120 Free Dial ０１２０－９５－０１７８
平日：午前９時30分～午後10時
土日・祝日：午前９時30分～午後５時30分（年末年始を除く。）
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
対応フリーダイヤル　※英語以外は平日午後８時まで
●マイナンバー制度に関すること　0120 Free Dial ０１２０－０１７８－２６
●通知カード、個人番号カードに関すること
0120 Free Dial ０１２０－０１７８－２７
■役場　企画政策課　内線２４３

## ご注意ください！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください。マイナンバーの通知や利用などの手続きで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。不審な電話やメールは無視し、マイナンバー総合フリーダイヤルや消費者ホットラインに相談するか、内容によっては、すぐに警察相談専用電話（☎ #9110）や個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口（☎03-6441-3452）へ相談してください。